

**内閣府政策統括官（共生・共助担当）休眠預金等活用担当室
上席政策調査員又は政策調査員（非常勤一般職国家公務員）募集要領**

1 採用内容

職　　名：上席政策調査員又は政策調査員（非常勤）

採用予定者数：1名

採用予定日：令和8年4月1日

2 業務内容

休眠預金等活用担当室は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）で定められた内閣総理大臣の権限等の内、休眠預金等の活用に関する事務を所掌するとともに、重要事項の調査審議や指定活用団体における業務の実施状況の監視等と必要に応じた内閣総理大臣への勧告等を担う休眠預金等活用審議会の事務局として、その運営を担っています。

具体的には、指定活用団体が実施する助成事業・出資事業・活動支援事業等の事業を通じた公益活動を行う民間団体への支援の運用状況や進捗・成果を検証・評価しつつ、我が国における社会課題解決のための自律的・持続的な仕組みの構築に向けた制度的課題を把握し、同制度の改善・発展に向けて取り組んでいるところ、専門性に基づき、以下の業務を中心に行っていただきます。

(1) 社会的インパクト評価等に関する業務

休眠預金等活用制度で重視する社会的インパクト評価やそれをマネジメント・ツールとするIMM（インパクト測定・管理）は、我が国では浸透途上と考えられます。休眠預金等活用制度を通じたさらなるインパクトの創出を図るため、人材の育成を含めた社会的インパクト評価及びIMMの浸透を図るために検討に係る業務に従事いただきます。

(2) その他休眠預金等活用制度の改善・監督等に関する業務

その他、業務負担等を勘案しつつ、休眠預金等活用制度の改善・監督等に関する業務に従事いただきます。

3 応募要件

以下の要件のいずれにも該当する方。性別・年齢不問。

(1) 大学卒業又はこれと同等程度の学力を有すると認められる者

(2) 民間企業等において5年以上従事した経験を有することを原則とする（上記業務内容に関する知識・経験を有することが望ましい）

4 応募資格

なお、以下に該当する者は応募できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

5 応募方法

(1) 提出書類

① 履歴書

- ・市販の用紙で可。電子的に作成した履歴書の印刷物も可。
- ・写真（6か月以内に撮影したもの。）を必ず添付すること。

② 志望動機について記した小論文（A4横書き、400字程度。御自身の知識・経験、専門分野等についても記載してください。）

③ 職務経歴書

- ・これまで従事した業務の内容を具体的に記述したもの。
- ・様式自由。A4横書き。
- ・日中連絡可能な連絡先（電話番号、メールアドレス）をご記入ください。
- ・3の応募要件に掲げた事項については、詳細が分かるよう記述すること。

④ 3の応募要件を満たすことを証明できるものの写し1部（卒業証書等）

(2) 書類送付先

郵送（※持ち込み不可）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

内閣府政策統括官（共生・共助担当）庶務担当 電話（03）6257-1428

※ 封筒表面に、赤色で「**政策調査員等（休眠預金等活用担当室）応募書類在中**」と記載のこと。

(3) 提出締切

令和8年2月2日（月）（必着）

6 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

※ 選考は、応募書類が届き次第、隨時行います。

※ 書類選考（1次選考）の結果、面接を行うことになった方にのみ、面接（2次選考）の日時・場所等をご連絡させていただきます。

※ 応募書類は、返却いたしません。選考のみに使用し、使用後は責任を持って破棄いたします。

7 勤務条件

勤務地：東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

勤務時間等：週2日程度（月～金のうち）

1日あたり5時間45分（10:00～12:00 及び 13:30～17:15）

土・日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）は休み。

任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日

給与等：上席政策調査員：日額 13,100円

政策調査員：日額 10,900円

- *上記の金額は、法律等の改正及び施行に伴い変更する可能性あり
- *昇給・賞与なし
- *通勤手当支給（給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、マイカー通勤不可）
- *健康保険、厚生年金、雇用保険等は加入要件に従う
- *年次休暇（有給）は採用日に1年間分として3日付与（全勤務日の8割以上勤務した場合）
- *夏季特別休暇（連続する3日間（7月から9月の間に取得可能））

8 その他

採用後は、『マイナンバーカード』を職員身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得を行う必要があります。

9 問合せ先

(勤務条件に関すること)

内閣府政策統括官（共生・共助担当）庶務担当

電話（03）6257-1428

(業務内容に関すること)

内閣府政策統括官（共生・共助担当）休眠預金等活用担当室

電話（03）6257-1170